



愛媛県報

令和6年11月29日金曜日 第565号

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 地籍調査の成果の認証……………（農政課）… 830
- 落札者等の告示……………（畜産課）… 831
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………（道路維持課）… 831
- 土地改良区役員の就退任の届出……………（東予地方局農村整備課）… 831
- 建設業者の許可の取消し……………（東予地方局管理課）… 832
- 道路の区域変更（県道興居島循環線）……………（中予地方局管理課）… 832
- 道路の供用開始（ ” ）……………（ ” ）… 832
- 開発行為に関する工事の完了……………（中予地方局建築指導課）… 832
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（南予地方局地域福祉課）… 833
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ ” ）… 833
- 指定居宅サービス事業の廃止……………（ ” ）… 833

教育委員会告示

- 愛媛県指定史跡の指定の失効……………（文化財保護課）… 833

正 誤

- 令和3年11月30日付け第263号付録（令和3年10月分目録）選挙長告示第5号から第7号中……………（選挙管理委員会）… 834

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1050号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和6年11月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
大洲市	宇津第8計画区	令和4年度から 令和5年度まで	大洲市（宇津第8計画区）の地籍図及び地籍簿
四国中央市	川之江町東部埋立	令和4年度から 令和5年度まで	四国中央市（川之江町東部埋立）の地籍図及び地籍簿
西条市	兎之山の第1	令和4年度から 令和5年度まで	西条市（兎之山の第1）の地籍図及び地籍簿
四国中央市	川滝町下山・領家8	令和4年度から 令和5年度まで	四国中央市（川滝町下山・領家8）の地籍図及び地籍簿

新居浜市	政枝町、高木町の一部、滝の宮町の一部、坂井町の一部	平成26年度から 平成27年度まで	新居浜市（政枝町、高木町の一部、滝の宮町の一部、坂井町の一部）の地籍図及び地籍簿
新居浜市	泉宮町	令和4年度から 令和5年度まで	新居浜市（泉宮町）の地籍図及び地籍簿
新居浜市	八雲町	令和4年度から 令和5年度まで	新居浜市（八雲町）の地籍図及び地籍簿
四国中央市	金砂町小川山2	令和4年度から 令和5年度まで	四国中央市（金砂町小川山2）の地籍図及び地籍簿
松山市	神次郎地区	令和元年度から 令和5年度まで	松山市（神次郎地区）の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

令和6年11月29日

○愛媛県告示第1051号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和 6 年11月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務 の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	随意契約の相手方 を決定した日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係 る契約金額	公 告 日	随意契約にした理由
愛媛県家畜疾病情報システ ム構築委託業務 一式	愛媛県農林水産部 農業振興局畜産課 〒790－8570 愛媛県松山市一番 町四丁目 4 番地 2	令和 6 年10月29日	株式会社NPシス テム開発 代表取締役 塩梅敏 〒791－8015 愛媛県松山市中央 一丁目 9 番13号	72,985,000円 (税込)	令和 6 年 7 月 5 日	「愛媛県家畜疾病情報システム 構築委託業務公募型プロポーザ ルに係る説明書」に基づき、左 記の者を最優秀提案者として選 定したため。

○愛媛県告示第1052号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のよう
に指定した。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年11月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道 路 の 種 類	路 線 名	区 間	敷 地 の 員 幅	延 長
国 道	317号	今治市別宮町 3 丁目 7 番地20地先から 今治市別宮町 6 丁目326番地 2 地先まで	メートル 24.3～25.8	メートル 478
県 道	今治波方港線	今治市旭町 5 丁目 2 番地 1 地先から 今治市常盤町 3 丁目 6 番地19地先まで	18.2～25.9	1,081

○愛媛県告示第1053号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、
今治市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の
届出があった。

令和 6 年11月29日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉 井 榮 治	今治市南日吉町 3 丁目 1 番 7 号
〃	田 窪 秀 敏	今治市北日吉町 3 丁目 6 番53号
〃	矢 野 丈 一	今治市石井町 3 丁目 2 番14号
〃	赤根川 晃	今治市鐘場町 2 丁目 2 番63号
〃	矢 野 貴 基	今治市郷新屋敷町 1 丁目 3 番21号
〃	松 尾 秀 樹	今治市衣干町 1 丁目 2 番54号
〃	芝 田 孝 行	今治市宅間甲734番地 3
〃	鳥 生 義 貴	今治市山路876番地46
〃	世 良 親 臣	今治市宮ヶ崎甲796
〃	越 智 勇 次	今治市登畑甲374番地 2
〃	宇 高 秀 志	今治市中寺647番地
〃	羽 藤 誠 吾	今治市新谷甲640番地
〃	尾 鷹 博 司	今治市高部乙105番地 4
〃	田 窪 正 安	今治市杣田甲842番地 1
〃	辻 誠	今治市高橋甲1641番地
〃	谷 口 史 郎	今治市馬越町 1 丁目 6 番26号

〃	近 藤 徹 也	今治市喜田村 4 丁目13番35号
〃	金 光 盾	今治市松木138番地 1
監 事	越 智 伸 一	今治市常盤町 8 丁目 4 番 7 号
〃	越 智 英 治	今治市矢田甲575－ 1
〃	曾 我 房 吉	今治市高部甲326番地
〃	渡 部 美 奈	今治市大西町九王甲816

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉 井 榮 治	今治市南日吉町 3 丁目 1 番 7 号
〃	田 窪 憲 二	今治市山方町 2 丁目甲1152
〃	村 越 定 信	今治市砂場町 2 丁目 3 番10号
〃	赤根川 晃	今治市鐘場町 2 丁目 2 番63号
〃	松 尾 秀 樹	今治市衣干町 1 丁目 2 番54号
〃	矢 野 貴 基	今治市郷新屋敷町 1 丁目 3 番21号
〃	芝 田 孝 行	今治市宅間甲734番地 3
〃	鳥 生 義 貴	今治市山路876番地46
〃	世 良 親 臣	今治市宮ヶ崎甲796
〃	月 原 正 佳	今治市桜井 2 丁目 5 －23
〃	正 岡 賢 二	今治市四村29番地
〃	桧 垣 昭 夫	今治市四村138番地
〃	尾 鷹 博 司	今治市高部乙105番地 4
〃	田 窪 正 安	今治市杣田甲842番地 1
〃	辻 誠	今治市高橋甲1641番地
〃	玉 井 任	今治市片山 2 丁目 9 番22号

〃	白 石 武 志	今治市松本30番地11
〃	長 井 正千代	今治市東村 2 丁目 3 ー 26
監 事	村 田 修 造	今治市横田町 1 丁目 1 番15号
〃	三 谷 清	今治市長沢甲1084番地

〃	曾我部 通	今治市高橋甲321番地 7
〃	森 正 徳	今治市北鳥生町 3 丁目 2 番15号

○愛媛県告示第1054号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和 6 年11月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年月日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(般ー 3)第11360号	令和 3 年 12月21日	田組興業(株)	田中 克英	新居浜市多喜浜 1 ー 10ー 30	令和 6 年 10月10日	電気工事業	建設業の廃止 (一部)
(般ー 2)第13312号	令和 3 年 2月20日	(有)岡部工業	岡部 拓弥	新居浜市瀬戸町 2 ー 32	令和 6 年 10月10日	とび・土工工事業	建設業の廃止 (一部)
(般ー 6)第19116号	令和 6 年 4月24日	愛美総合(株)	川口 清	西条市小松町新屋敷甲46 7ー 1	令和 6 年 10月10日	とび・土工工事業 解体工事業	建設業の廃止
(般ー 2)第14598号	令和 2 年 8月23日	(有)秋山工務店	秋山 實	今治市宮ヶ崎甲649ー 4	令和 6 年 10月30日	建築工事業、大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1055号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年11月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	興居島循環線	松山市泊町甲104番 4 から 同町甲104番 4 まで	旧	メートル 9.5～11.6	キロメートル 0.008	
			新	9.5～36.7	0.008	

○愛媛県告示第1056号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年11月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	興居島循環線	松山市泊町甲104番 4 から 同町甲104番 4 まで	令和 6 年11月29日

○愛媛県告示第1057号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和 6 年11月29日

愛媛県中予地方局長 矢 野 悌 二

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
6中局建(開)第19号 令和6年11月19日	伊予郡松前町大字南黒田字高城698番3、714番2、715番1、715番3、716番1、716番3、717番1、717番2、718番1、718番2、719番1、719番4、719番5、720番5、719番4地先里道、字砂原722番9、722番10、722番11	松山市井門町373番地1 株式会社 上浮穴ホーム

○愛媛県告示第1058号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和6年11月29日

愛媛県南予地方局長 阿部 恭 司

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
セントケア四国株式会社	セントケア訪問看護ステーション宇和島	愛媛県宇和島市伊吹町甲1083-1 伊吹町玉井ビル201号室	令和6年10月1日	訪問看護

○愛媛県告示第1059号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和6年11月29日

愛媛県南予地方局長 阿部 恭 司

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
セントケア四国株式会社	セントケア訪問看護ステーション宇和島	愛媛県宇和島市伊吹町甲1083-1 伊吹町玉井ビル201号室	令和6年10月1日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第1060号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年11月29日

愛媛県南予地方局長 阿部 恭 司

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
社会福祉法人 伊方町社会福祉協議会	町見老人デイサービスセンター	愛媛県西宇和郡伊方町九町6番耕地840番地14	令和6年10月31日	通所介護

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第5号

愛媛県文化財保護条例(昭和32年愛媛県条例第11号)第38条第2項の規定に基づき、次のとおり愛媛県指定史跡の指定は、効力を失った。

令和6年11月29日

愛媛県教育委員会

教育長 高岡 哲也

指定の効力を失った史跡

名 称	所 在 地	参 考
平城貝塚	南宇和郡愛南町御荘平城	昭和26年11月27日指定

正 誤

○正 誤

令和 3 年11月30日付け第263号付録（令和 3 年10月分目録）選挙
長告示第 5 号から第 7 号中

ページ	箇 所	誤	正
4	選挙長告示番 号	○愛媛県第 2 区選挙長 告示第 5 号	○愛媛県第 2 区選挙長 告示第 4 号
5	〃	○愛媛県第 3 区選挙長 告示第 6 号	○愛媛県第 3 区選挙長 告示第 4 号
5	〃	○愛媛県第 4 区選挙長 告示第 7 号	○愛媛県第 4 区選挙長 告示第 4 号